

平成30年度 9月補正予算案



京 都 府



予算編成の基本方針

本年度発生した災害への追加対応に加え、ブロック塀対策や災害時の避難行動タイムラインの作成支援、社会問題化している児童虐待への対策や健康長寿に向けた府民の健康づくりの強化など、緊急に取り組むべき課題を中心に、補正予算を編成

【補正予算の体系】

1. 災害からの復旧・復興
2. 次なる災害への備え
3. 暮らしの安心・安全
4. 文化財の保存・伝承

1. 災害からの復旧・復興

1. 災害からの復旧・復興

(1) 被災したインフラの復旧等



道路・河川等の災害復旧

土木施設の災害復旧

33億円規模

6月+9月
108億円規模

- 道路の崩土等の復旧 物部西舞鶴線<舞鶴市>、宮津野田川線<宮津市> 等
- 河川の護岸等の復旧 牧川<福知山市>、鱒留川<京丹後市> 等

農林水産施設の災害復旧

9.7億円規模

6月+9月
17億円規模

- 水田やため池等の復旧 京丹波町(上乙見)、舞鶴市(西方寺) 等
- 崩落等で通行不能となった林道の復旧 新宮深山線<福知山市> 等

都市公園の災害復旧

2億円規模

- 新たに被災が判明した、丹後海と星の見える丘公園内の法面復旧 宮津市



農業施設の復興支援

農業者等復興支援事業費

0.3億円規模

背景：台風12号・台風20号では、暴風により、パイプハウスなどをはじめとする農業施設被害が発生

- ①ビニールの破れや露地野菜用ネット等の復旧に対する支援
- ②全壊、大破したパイプハウスの復旧に対する支援





医療・社会福祉施設、文化財の災害復旧等

医療施設の防水対策

0.3億円規模

- 雨水漏水が生じた府立医大附属北部医療センターの防水対策

与謝野町

社会福祉施設等の災害復旧

0.2億円規模

- 浸水した児童館や地域子育て支援センターの復旧

福知山市

文化財等の災害復旧

4百万円

- 指定文化財等の復旧

知恩寺<左京区>、萬福寺<宇治市> 等

1. 災害からの復旧・復興

(2) 観光にぎわいの復興支援



観光にぎわいの復興支援

観光復興支援事業費

1.1億円規模

背景：平成30年7月豪雨において災害救助法が適用された11府県の観光需要の早期回復を図ることを目的に、国が新たに制度を創設

被災11府県の周遊旅行者に対し、府内での宿泊費を割引(4千円/泊)

府内対象地域	京都市を除く府内全域
対象期間	平成30年8月31日～平成30年11月30日(予定) (ただし、予算額に達した時点で終了)
要件	被災11府県の2府県以上において連泊すること等

※被災11府県・・・京都府をはじめ、岐阜県、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県



観光にぎわいの復興支援

北部地域公共交通復興支援事業費

0.1億円規模

背景:8月29日には京都丹後鉄道が運行を全面再開するなど、府北部観光のにぎわいを取り戻す環境が整う

被災地域(海の京都エリア)の公共交通機関を利用可能な周遊フリーパスの発行に対する助成

- ▶ 補助対象(フリーパス)事業者:京都丹後鉄道、丹後海陸交通、京都交通

販売期間 (予定)	10月上旬 ~ 年度内
利用が可能な範囲 (想定)	丹鉄の特急自由席、あかまつ号、路線バス、観光船(天橋立観光船、伊根湾めぐり)、ケーブル・リフト(傘松公園)、登山バスなど

「観光復興支援事業費」とセットで、「周遊」と「宿泊」の両面から誘客を促進

2. 次なる災害への備え

2. 次なる災害への備え

(1) ブロック塀緊急対応



府有施設のブロック塀対策

府有施設ブロック塀等緊急安全対策事業費

3.4億円規模

府有施設に存するブロック塀で、現行の建築基準法に適合していないもののうち、道路、保育園等に面するなど、倒壊した場合に不特定多数への人的被害が生じる恐れが高い箇所の撤去・改修を実施

【対応例】

- ▶ 不特定多数の府民が往来する道路に面するもの
- ▶ 公共施設、学校など不特定多数の府民が利用するもの
- ▶ その他、保育所など配慮を要する施設に隣接するもの

全て年度内に
工事完了

区分	ブロック塀等を有する施設数	
		基準不適合等
府有施設(下記以外)	81	63
教育施設(学校)	38	33
(学校以外)	13	9
警察施設	122	43
合計	254	148

対応状況	
左記のうち、道路、保育園等に面するもの	86施設
(1) 既決予算等で年度内対応	24施設
(2) 今回予算計上	62施設
計	86施設(100%)



民間施設のブロック塀対策

民間施設ブロック塀等緊急安全対策支援事業費

0.1億円規模

地震に備えた建築物の安全対策を推進するため、民間のブロック塀等の安全対策支援を実施する市町村に対し、その経費の一部を助成

【補助対象】 以下の全てを満たす民間のブロック塀撤去

- ▶ 道路、公園等に面するもの
- ▶ 安全性に問題があるもの(府の点検表に不適合)

(補助のイメージ)

ブロック塀撤去に要する経費の3/4(上限15万円)			経費の1/4
府 1/4 (上限37,500円)	市町村 1/4	国 1/2	所有者負担

撤去費20万円の場合・・・自己負担50,000円、府助成37,500円

撤去費12万円の場合・・・自己負担30,000円、府助成22,500円

※受付開始は10月頃予定(平成31年度までの臨時措置として創設)

2. 次なる災害への備え

(2) 避難の実効性確保等



避難の実効性確保

水害等避難行動タイムライン作成支援モデル事業費

6百万円

背景：平成30年7月豪雨で被害を受けた地域において、避難指示等の発令が、住民の避難行動につながっていないことが課題に

- ➡ **「7月豪雨に係る災害対応等検証会議」における主な確認内容**
- ・住民の避難行動に結びつく避難情報発令のタイミング・方法等
 - ・7月豪雨の被災経験を踏まえた住民主体の避難行動タイムラインの必要性

今後水害等に見舞われる危険のある地域において、被災経験を基に、住民主体による避難行動タイムラインの作成を支援

- ▶ 外水氾濫、内水氾濫、土砂災害など、被害の類型別にモデル地区を選定
- ▶ 当該地区で有識者等を交えてワークショップを開催し、タイムラインを作成

【作成までの流れ(想定)】

- ①証言や雨量・水位を基にした災害時の被害の把握(被害の発生から拡大まで)
- ②住民行動の振り返り(実際にとった行動、被害抑制のためにすべきであった行動など)
- ③避難行動タイムラインの作成(避難行動を開始する目安となる基準の検討など)



工事の早期実施

出水期前工事早期実施対策

債務負担行為25億円

河川や橋りょうなどにおける防災対策工事等に早期着手することにより、来年の出水期までに効果を発現



3. 暮らしの安心・安全



増加する児童虐待への緊急対応

児童虐待対応力強化緊急対策事業費

2百万円

背景：本府の児童虐待相談受理件数の累増、
東京での死亡事案発生

㉓	㉔	㉕
1,120件	1,502件	1,663件

本府受理件数
過去最高

補正予算

○ 児童虐待の死亡事案や重篤化を防止するための取組

- ①児相、警察署、市町村の連携を一層強化するための連絡会議の設置やホットラインの構築
- ②実践的研修により、児童虐待に携わる市町村職員の対応力を強化

※ 児童福祉司を年度途中で3名程度増員(前倒し採用)し体制を強化

体制強化

※ 今後速やかに、府警と協定を締結し情報共有体制を強化

協定締結



府民の健康づくりの強化

中高年期いきいき健康づくり推進事業費

3百万円

背景：健康長寿・データヘルス協議会を設置し、保健所単位で市町村別の健康課題を抽出する中で、次なるステージに向けた新たな動きが必要

○ 大学等と連携し、先行モデルとなる市町村の健康づくり事業の効果測定や分析、検証を実施(2市町村)

次年度以降に府全域での健康づくり施策の横展開につなげる

受動喫煙防止対策推進事業費

3百万円

背景：改正健康増進法の公布(H30.7月)に伴い、2020年4月の全面施行までに、主に飲食店を対象に喫煙専用室の設置等が必要

○ 事業者に対する説明会を府内各所で開催するほか、きめ細やかな周知・啓発を実施

4. 文化財の保存・伝承



文化財の保存・伝承

歴史的建造物等保存伝承事業費

1.2億円規模

○ 所有者からの受託による文化財建造物の保存修理

- ▶ 知恩寺(左京区)、東福寺(東山区)、聴竹居(大山崎町) ほか





予算案の規模

平成30年度 現計予算

8,809 億円

平成30年度 9月補正予算

51 億円台

合計

8,860 億円台

対前年9月補正後比較
(95.7 %)

平成30年9月定例会 提案予定の主な条例の概要

京都府青少年の健全な育成に関する条例の一部を
改正する条例

京 都 府



京都府青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例案の概要

【ねらい】

- 近年、「JKビジネス(※)」と呼ばれる青少年の健全な育成を阻害する営業が東京都、大阪府を中心に増加しており、このような営業から青少年を保護するため、所要の改正を行う。

※女子高校生らによる接客を売りにした「JKリフレ」「JK散歩」等

【警察庁調査結果(H29.12現在)】全国131店

内	東京83店、大阪37店
訳	宮城・神奈川・愛知各3店、埼玉・静岡各1店

【主な改正内容】

○ 規制対象営業形態

異性の客に接触する、同伴する、姿態を見せる等の役務を提供する営業等で、客の性的好奇心をそそるおそれがあるものを「有害役務提供営業」と定義(店舗型、無店舗型)

○ 有害役務提供営業者等に対する規制内容

- ・禁止行為・・・上記営業に青少年に従事させることや客として立ち入らせること等を禁止
- ・義務事項・・・青少年の立入禁止表示や従業員名簿の備え付け等を義務付け

○ 違反時の実効性の担保

違反した営業者等についての中止命令・営業停止命令、公表及び罰則を規定

※立入調査権限(現行条例第26条)

営業を営む場所に立ち入り、調査等を行うことができる。

【特 徴】

- 愛知県、東京都、大阪府、神奈川県、兵庫県に続く全国6例目の条例制定
- 府内では該当店は確認されていないが、近隣府県で確認され、条例制定が進む中、条例を制定することにより、青少年を有害な環境に近付けることを防止